



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年2月20日金曜日 第2041号

◇ 目 次 ◇ 告 示

指定障害福祉サービス事業者の指定.....	138
指定障害福祉サービス事業の廃止.....	138
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	138
港湾施設の概要.....	139
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	139
土砂災害警戒区域の指定.....	142
市営土地改良事業の施行の同意.....	142
建設業者の許可の取消し.....	142
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（4件）.....	142

道路の供用開始（一般国道317号）.....	143
介護員養成研修事業者の指定.....	143
土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....	143
建設業者の許可の取消し.....	143
道路の供用開始（県道猿鳴平城線）.....	144
道路の区域変更（県道宿毛城辺線）.....	144
道路の供用開始（ " ）.....	144

雑 報

裁決手続開始の決定の公告.....	144
-------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第222号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。
平成21年2月20日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810101349	株式会社夢の木	松山市桑原二丁目2-29	中川浩二	居宅介護	株式会社夢の木	松山市桑原二丁目2-29	平成21年2月1日
3810101349	株式会社夢の木	松山市桑原二丁目2-29	中川浩二	重度訪問介護	株式会社夢の木	松山市桑原二丁目2-29	平成21年2月1日
3810101356	リブサポート株式会社	松山市朝生田町一丁目15番10号	中川貴美	居宅介護	介護支援センターあいがらす	松山市朝生田町一丁目15番10号	平成21年2月1日
3810101356	リブサポート株式会社	松山市朝生田町一丁目15番10号	中川貴美	重度訪問介護	介護支援センターあいがらす	松山市朝生田町一丁目15番10号	平成21年2月1日
3810600092	社会福祉法人聖風会	西条市氷見字上寺丙195番地	眞鍋敏朗	就労継続支援A型	野菜工房ていずい	西条市禎瑞字相生5番381番地	平成21年3月1日

○愛媛県告示第223号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があった。
平成21年2月20日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		届 出 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810100077	医療法人創実会	松山市六軒家町3番19号	河田實夫	居宅介護	ヘルパーステーションわが家	松山市六軒家町3番19号	平成20年12月31日
3810100077	医療法人創実会	松山市六軒家町3番19号	河田實夫	重度訪問介護	ヘルパーステーションわが家	松山市六軒家町3番19号	平成20年12月31日

○愛媛県告示第224号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん

功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、西条市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成21年 2月20日

東予港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目 4 番地 2

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

松山市御宝町 119 番 1

2 埋立区域

(1) 位置

4 工区

西条市大新田 275 番及び同市壬生川1108番の地先公有水面

(2) 区域

4 工区

次の地点のうち23の地点から43の地点までを順次に結んだ線、43の地点から 136 度11分32秒 22 .00 メートルの地点を円心とする半径 22 .00 メートルの円周で42の地点と43の地点とを結ぶ西側の円弧、44の地点と45の地点を結ぶ昭和43年 6 月17日付け愛媛県指令第 313 号で竣功許可された埋立地と公有水面との境界線（D . L . + 3 .80メートルにより決定）及び23の地点と45の地点を結ぶ昭和45年 9 月24日付け愛媛県指令港第 448 号で竣功許可された埋立地と公有水面との境界線（D . L . + 3 .85メートルにより決定）により囲まれた区域

基点（西条市大新田 272 番地富士紡績四等三角点）は、北緯 33度56分37秒7269、東経 133 度05分35秒0488の地点

23の地点は、基点から真北62度32分30秒307 .86メートルの地点

24の地点は、23の地点から真北46度11分25秒 35 .10 メートルの地点

25の地点は、24の地点から真北 9 度30分44秒4 .18メートルの地点

22の地点は、25の地点から真北 332 度50分03秒 18 .57 メートルの地点

21の地点は、22の地点から真北46度41分17秒 62 .41 メートルの地点

26の地点は、21の地点から真北 136 度49分15秒 30 .95 メートルの地点

27の地点は、26の地点から真北 226 度13分04秒 27 .53 メートルの地点

28の地点は、27の地点から真北 136 度41分10秒4 .30メートルの地点

29の地点は、28の地点から真北 226 度41分18秒6 .63メートルの地点

30の地点は、29の地点から真北 136 度41分18秒1 .50メートルの地点

31の地点は、30の地点から真北46度41分18秒6 .63メートルの地点

32の地点は、31の地点から真北 136 度41分18秒8 .50メートルの地点

33の地点は、32の地点から真北 226 度41分18秒6 .63メートルの地点

34の地点は、33の地点から真北 136 度41分18秒1 .50メートル

の地点

35の地点は、34の地点から真北46度41分18秒6 .63メートルの地点

36の地点は、35の地点から真北 136 度41分18秒8 .50メートルの地点

37の地点は、36の地点から真北 226 度41分18秒6 .63メートルの地点

38の地点は、37の地点から真北 136 度41分18秒1 .50メートルの地点

39の地点は、38の地点から真北46度41分18秒6 .63メートルの地点

40の地点は、39の地点から真北 136 度41分18秒8 .17メートルの地点

41の地点は、40の地点から真北 226 度05分32秒 53 .90 メートルの地点

42の地点は、41の地点から真北 332 度56分37秒 36 .30 メートルの地点

43の地点は、42の地点から真北 226 度11分32秒 34 .03 メートルの地点

44の地点は、43の地点から真北 193 度29分45秒 23 .76 メートルの地点

45の地点は、基点から真北64度25分41秒296 .86メートルの地点

(3) 面積

4 工区 4 205 .64平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成10年 9 月 7 日 愛媛県指令港第 129 号

4 しゅん功認可年月日

平成21年 2 月20日

○愛媛県告示第 225 号

港湾法（昭和25年法律第 218 号）第34条において準用する同法第 12条第 5 項の規定に基づき、東予港湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成21年 2 月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

種 類	位 置	数 量 及 び 能 力
護 岸	西条市大新田275番地及び同市壬生川1108番地の地先	延長 54 .3メートル
防 波 堤	同 上	延長 27 .1メートル
船 揚 場	同 上	水深 2 .50メートル 延長 30 .00メートル
物 揚 場	同 上	水深 2 .50メートル 延長 31 .00メートル
道 路	同 上	延長 39 .10メートル 幅員 5 .00メートル

○愛媛県告示第 226 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定に

に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成21年 2月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される事項
富元団地 207-I-11 1(2)	大洲市平野町野田富元(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	富元団地 207-I-11 1(2)	大洲市平野町野田富元(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平坂 207-I-11 55(1)	大洲市市木平坂(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	平坂 207-I-11 55(1)	大洲市市木平坂(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
保子野(A) 207-I-11 82(1)	大洲市平野町平地保子野(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	保子野(A) 207-I-11 82(1)	大洲市平野町平地保子野(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
矢の口(A) 207-I-11 84(1)	大洲市平野町平地矢の口(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	矢の口(A) 207-I-11 84(1)	大洲市平野町平地矢の口(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平野駅裏 207-I-11 87(1)	大洲市平野町野田チウガク(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	平野駅裏 207-I-11 87(1)	大洲市平野町野田チウガク(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
本村 207-I-12 06(1)	大洲市森山本村(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	本村 207-I-12 06(1)	大洲市森山本村(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
河内 207-I-12 08(1)	大洲市蔵川小石(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	河内 207-I-12 08(1)	大洲市蔵川小石(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
入舟 207-I-12 09(1)	大洲市蔵川舟原(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	入舟 207-I-12 09(1)	大洲市蔵川舟原(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
元町 207-I-12 64(1)	大洲市八多喜町元町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	元町 207-I-12 64(1)	大洲市八多喜町元町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小鳥越 207-I-12 77(1)	大洲市徳森小鳥越(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	小鳥越 207-I-12 77(1)	大洲市徳森小鳥越(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
広町川 207-1004	大洲市八多喜町下町(次の図のとおり)	土石流	広町川 207-1004	大洲市八多喜町下町(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

新町川 207-1005-1	大洲市八多喜町新町(次の図のとおり)	土石流	新町川 207-1005-1	大洲市八多喜町新町(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
新町川 207-1005-2	大洲市八多喜町新町(次の図のとおり)	土石流	新町川 207-1005-2	大洲市八多喜町新町(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
新町川 207-1005-3	大洲市八多喜町新町(次の図のとおり)	土石流	新町川 207-1005-3	大洲市八多喜町新町(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
新町川 207-1005-4	大洲市八多喜町新町(次の図のとおり)	土石流	新町川 207-1005-4	大洲市八多喜町新町(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
八多喜東川 207-1006	大洲市八多喜町新町(次の図のとおり)	土石流	八多喜東川 207-1006	大洲市八多喜町新町(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下町川 207-1007	大洲市八多喜町上町(次の図のとおり)	土石流	下町川 207-1007	大洲市八多喜町上町(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
和田上川 207-1010-1	大洲市春賀和田(次の図のとおり)	土石流	和田上川 207-1010-1	大洲市春賀和田(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
和田上川 207-1010-2	大洲市春賀和田(次の図のとおり)	土石流	和田上川 207-1010-2	大洲市春賀和田(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
和田上川 207-1010-3	大洲市春賀和田(次の図のとおり)	土石流	和田上川 207-1010-3	大洲市春賀和田(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北ヶ谷川 207-1012-2	大洲市春賀田辺(次の図のとおり)	土石流	北ヶ谷川 207-1012-2	大洲市春賀田辺(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
山高川 207-1016-1	大洲市春賀山高(次の図のとおり)	土石流	山高川 207-1016-1	大洲市春賀山高(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
山高川 207-1016-2	大洲市春賀山高(次の図のとおり)	土石流	山高川 207-1016-2	大洲市春賀山高(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
土肥川 207-1065	大洲市徳森野田(次の図のとおり)	土石流	土肥川 207-1065	大洲市徳森野田(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
徳の森川 207-1067	大洲市徳森土肥(次の図のとおり)	土石流	徳の森川 207-1067	大洲市徳森土肥(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

西森川 207 - 1069	大洲市 市木森 (次の 図のと おり)	土石流	西森川 207 - 1069	大洲市 市木森 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西岡川 207 - 1070	大洲市 市木平 坂(次の 図のと おり)	土石流	西岡川 207 - 1070	大洲市 市木平 坂(次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
神宮東 川 207 - 1071	大洲市 市木平 坂(次の 図のと おり)	土石流	神宮東 川 207 - 1071	大洲市 市木平 坂(次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
香路川 207 - 1099 - 1	大洲市 宇和川 香路 (次の 図のと おり)	土石流	香路川 207 - 1099 - 1	大洲市 宇和川 香路 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
香路川 207 - 1099 - 2	大洲市 宇和川 香路 (次の 図のと おり)	土石流	香路川 207 - 1099 - 2	大洲市 宇和川 香路 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
満屋敷 川 207 - 1103	大洲市 蔵川根 元(次の 図のと おり)	土石流	満屋敷 川 207 - 1103	大洲市 蔵川根 元(次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
太田東 川 207 - 1104	大洲市 蔵川太 田(次の 図のと おり)	土石流	太田東 川 207 - 1104	大洲市 蔵川太 田(次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
太田西 川 207 - 1105	大洲市 蔵川太 田(次の 図のと おり)	土石流	太田西 川 207 - 1105	大洲市 蔵川太 田(次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
日の平 川 207 - 1106	大洲市 蔵川太 田(次の 図のと おり)	土石流	日の平 川 207 - 1106	大洲市 蔵川太 田(次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
上根元 川 207 - 1107	大洲市 蔵川根 元(次の 図のと おり)	土石流	上根元 川 207 - 1107	大洲市 蔵川根 元(次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
八河中 川 207 - 1110 - 1	大洲市 森山八 河(次の 図のと おり)	土石流	八河中 川 207 - 1110 - 1	大洲市 森山八 河(次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
八河中 川 207 - 1110 - 2	大洲市 森山八 河(次の 図のと おり)	土石流	八河中 川 207 - 1110 - 2	大洲市 森山八 河(次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
野田東 川 207 - 1150	大洲市 平野町 野田矢 の地 (次の 図のと おり)	土石流	野田東 川 207 - 1150	大洲市 平野町 野田矢 の地 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
滝の宮 北川 207 - 1152	大洲市 平野町 野田滝 の宮 (次の 図のと おり)	土石流	滝の宮 北川 207 - 1152	大洲市 平野町 野田滝 の宮 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

堺川 207 - 1153	大洲市 平野町 大根 (次の 図のと おり)	土石流	堺川 207 - 1153	大洲市 平野町 大根 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
酒田川 207 - 1161	大洲市 平野町 野田大 下(次の 図のと おり)	土石流	酒田川 207 - 1161	大洲市 平野町 野田大 下(次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
下大下 川 207 - 1163	大洲市 平野町 野田大 下(次の 図のと おり)	土石流	下大下 川 207 - 1163	大洲市 平野町 野田大 下(次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
矢の口 川 207 - 1164	大洲市 平野町 平地矢 の口 (次の 図のと おり)	土石流	矢の口 川 207 - 1164	大洲市 平野町 平地矢 の口 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
梶谷川 207 - 1170 - 1	大洲市 平野町 平地土 井(次の 図のと おり)	土石流	梶谷川 207 - 1170 - 1	大洲市 平野町 平地土 井(次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
梶谷川 207 - 1170 - 2	大洲市 平野町 平地土 井(次の 図のと おり)	土石流	梶谷川 207 - 1170 - 2	大洲市 平野町 平地土 井(次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
古宮川 207 - 1172	大洲市 平野町 平地地 蔵堂 (次の 図のと おり)	土石流	古宮川 207 - 1172	大洲市 平野町 平地地 蔵堂 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
里下川 207 - 1177 - 1	大洲市 平野町 平地里 下(次の 図のと おり)	土石流	里下川 207 - 1177 - 1	大洲市 平野町 平地里 下(次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
里下川 207 - 1177 - 2	大洲市 平野町 平地里 下(次の 図のと おり)	土石流	里下川 207 - 1177 - 2	大洲市 平野町 平地里 下(次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
中峠川 207 - 1198	大洲市 多田峠 (次の 図のと おり)	土石流	中峠川 207 - 1198	大洲市 多田峠 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
上峠川 207 - 1199	大洲市 多田峠 (次の 図のと おり)	土石流	上峠川 207 - 1199	大洲市 多田峠 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
中伊洲 子川 207 - 1209	大洲市 八多喜 町伊洲 子(次の 図のと おり)	土石流	中伊洲 子川 207 - 1209	大洲市 八多喜 町伊洲 子(次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、大洲土木事務所及び大洲市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 227 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成21年 2月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
多喜川 207 - 1008	大洲市 八多喜 町上町 (次の 図のと おり)	土石流

北ヶ谷川 207 - 1012 - 1	大洲市 春賀田 辺(次の 図のと おり)	土石流
------------------------------	----------------------------------	-----

（「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、大洲土木事務所及び大洲市に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第 228 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・小下地区）の施行に平成21年 2月 9日 同意した。

平成21年 2月20日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

○愛媛県告示第 229 号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成21年 2月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
(般 - 19) 第 13728 号	平成 19 年 5 月 17 日	(有)野間久建設	野間 久喜	今治市東門町 1 - 2 - 11	平成 21 年 1 月 7 日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 19) 第 1091 号	平成 19 年 7 月 24 日	矢野建設(株)	矢野 正壽	西条市大町 303	平成 21 年 1 月 20 日	土工事業 建築工事業	建設業の廃止
(般 - 19) 第 1455 号	平成 19 年 9 月 19 日	(株)日浅	日浅 則仁	今治市立花町 2 - 3 - 16	平成 21 年 1 月 21 日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 15) 第 14221 号	平成 16 年 3 月 12 日	カトー設計企画事務所	加藤洋太郎	今治市朝倉上甲 1137 - 5	平成 21 年 1 月 22 日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 18) 第 12238 号	平成 18 年 5 月 10 日	(有)青山建設	青山 秀二	今治市大三島町台 544	平成 21 年 1 月 23 日	土工事業、建築工事業 とび・土工事業 石工事業、ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第 230 号

東温市上村土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・源平谷地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年 2月20日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・源平谷地区）計画書の写し
- (2) 東温市上村土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成21年 2月23日から 3月23日まで

3 縦覧場所

東温市役所

（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・板戸地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年 2月20日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (3) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・板戸地区）計画書の写し
- (4) 東温市吉久土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成21年 2月23日から 3月23日まで

3 縦覧場所

東温市役所

○愛媛県告示第 232 号

東温市見奈良土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・杵寿之木地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195

○愛媛県告示第 231 号

東温市吉久土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業

号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年 2月20日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (5) 新規土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・柚寿之木地区)計画書の写し
- (6) 東温市見奈良土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成21年 2月23日から 3月23日まで

3 縦覧場所

東温市役所

○愛媛県告示第 233 号

東温市松瀬川土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事

業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・原地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年 2月20日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (7) 新規土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・原地区)計画書の写し
- (8) 東温市松瀬川土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成21年 2月23日から 3月23日まで

3 縦覧場所

東温市役所

○愛媛県告示第 234 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 2月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	317号	松山市湯渡町107番5から 同町115番4まで	平成21年 2月20日

○愛媛県告示第 235 号

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成21年 2月20日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 定 日 年 月 日
四 国 部 品 株 式 会 社	徳島県阿波市市場町市場字岸ノ下232番地1	訪問介護に関する2級課程	平成21年 2月9日

○愛媛県告示第 236 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、城辺町城辺土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成21年 2月20日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

退 任

○愛媛県告示第 237 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、城辺町緑僧都土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成21年 2月20日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	本 多 七 雄	南宇和郡愛南町城辺甲563 - 1

○愛媛県告示第 238 号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成21年 2月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(特 - 17)第568号	平成17年 12月28日	(株)古田工務店	古田 剛	宇和島市住吉町2 - 10 - 26	平成21年 1月9日	土木工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 19)第832号	平成19年 4月24日	金谷建設(有)	金谷 賢治	北宇和郡松野町大字蕨生633	平成21年 1月16日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 19)第13949号	平成20年 3月2日	(有)影野建設	影野 健治	喜多郡内子町日野川1036	平成21年 1月27日	土木工事業 とび・土工事業 石工事業	建設業の廃止
(般 - 16)第15529号	平成16年 4月19日	水口建築	水口 和徳	宇和島市吉田町立間尻甲428 - 32	平成21年 1月27日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第 239 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 2月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	猿鳴平城線	南宇和郡愛南町防城成川83番 8 から 同町防城成川75番 3 まで	平成21年 2月20日

○愛媛県告示第 240 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 2月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	宿毛城辺線	南宇和郡愛南町脇本746番地先から 同町脇本743番地先まで	旧	メートル 9.6 ~ 13.0	キロメートル 0.068	
			新	13.9 ~ 31.0	0.068	

○愛媛県告示第 241 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 2月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宿毛城辺線	南宇和郡愛南町脇本746番地先から 同町脇本743番地先まで	平成21年 2月20日

雑 報

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第45条の 2 の規定により、平成21年 2月10日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成21年 2月20日

愛媛県収用委員会

会長 矢 野 隆 三

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道56号改築工事（宇和島道路・愛媛県宇和島市津島町高田地内から宇和島市寄松字井手口地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道、普通河川及び農業用道路付替工事

3 収用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

不 動 産 (土 地) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
所 在	地 番	地 目		面 積				収用しようとする土地の実測(m)	受付年月日 受付番号	
		公 簿	現 況	公 簿 (m)	実 測 (m)					
愛媛県宇和島市祝森字西法寺	甲4200番6	墓 地	墓 地	13	13.15	7.27	愛媛県宇和島市祝森甲3366番地 二宮 弘正			
						5.88	不明 ただし、愛媛県宇和島市祝森甲3366番地 二宮 弘正 又は、愛媛県宇和島市祝森甲3363番地 1 岩本 近藏			